

品川区高齢者総合支援システムにおける 多職種連携システムに関する管理運営要綱

制定 平成 30 年 11 月 26 日 区長決定

要綱第 206 号

改正 令和 3 年 11 月 30 日

要綱第 338 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、品川区介護保険被保険者および日常的に医療、介護、福祉または保健に係る支援を必要とする品川区内に居住する者（以下「支援対象者」という。）の支援を行う品川区（以下「区」という。）ならびに医療、介護、福祉および保健の分野に携わる事業者（以下「医療等事業者」という。）の間において、支援対象者の支援に必要な情報を適時的確に共有し、当該支援対象者の支援の充実を図るため、区が管理運営する高齢者総合支援システムにおける多職種連携システム（以下「多職種システム」という。）の利用に関し、利用の手続その他必要な事項を定めることを目的とする。

(多職種システムを利用することができる者)

第 2 条 多職種システムを利用して支援対象者に係る情報の共有を行うことができる者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 区および在宅介護支援センターの職員（以下「区職員等」という。）
- (2) 医療等事業者で、多職種システムにより支援対象者の支援を行おうとする者のうち区長の承認を受けたもの

(利用の申請)

第 3 条 多職種システムにより支援対象者に係る情報の共有をしようとする医療等事業者は、この要綱およびシステム上の利用手続を理解した上で、多職種システム利用申請書（第 1 号様式）により、区長に申請するものとする。

(利用の承認)

第 4 条 区長は、前条の規定による申請が適切と認められるときは、当該申請により届け出た事業所の名称、多職種システムの ID として使用するメールアドレスおよび医療機関番号または介護保険事業者指定番号を多職種システムに仮登録するものとする。

- 2 前項の規定により仮登録された者は、区長が別に指示する方法により多職種システムに本登録するものとする。
- 3 区長は、前項の本登録を完了した者（以下「システム利用事業者」という。）に対し、多職種システムの利用を承認したものとする。
- 4 区長は、システム利用事業者の名称および前条の規定による申請により届け出た事業所（以下「システム利用事業所」という。）の名称、所在地等を、区ホームページ等において公表する。
- 5 区長は、第 2 項の本登録が、第 1 項の規定により区長が仮登録をした日から 30 日以内に行われなときは、当該仮登録を取り消すことができる。

(登録内容の変更)

第 5 条 システム利用事業者は、第 3 条の規定により申請した内容に変更が生じたときは、多職種システム利用申請内容変更届（第 2 号様式）を、速やかに区長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、システム利用事業者の運営法人、医療機関番号および介護保険事業者指定番号または多職種システムのIDとして使用するメールアドレスを変更しようとするときは、システム利用事業者は、第7条第1項の規定により多職種システムの利用の廃止手続を行った上で、第3条の規定により再度利用の申請をすることで、これらの変更を行うものとする。

(利用スタッフ登録)

第6条 システム利用事業者は、自らの責任において、区が別に指示する方法により、所属職員のうち多職種システムを利用させる者（次項に掲げる者に限る。以下「利用スタッフ」という。）について、氏名および多職種システムのIDとして使用するメールアドレスを多職種システムに登録し管理するものとする。

2 利用スタッフは、次の各号に掲げる者とする。

- (1) システム利用事業者の代表者
- (2) システム利用事業所の管理者として所轄行政機関等に届出をしている者
- (3) 医師、歯科医師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、義肢装具士、柔道整復師、衛生検査技師、介護支援専門員、社会福祉士および介護福祉士の資格を有するもの
- (4) 第2号の規定にかかわらず、システム利用事業所が介護事業所である場合にあっては、当該介護事業所の管理者として所管行政機関等に届出をしている者および当該介護事業所の職員で次の表の左欄に掲げるサービス事業の区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる者

サービス事業の区分	職または資格
訪問介護	サービス提供責任者
訪問入浴介護	看護職員
訪問看護、 訪問リハビリテーション	看護職員、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士
居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、保健師、看護師、准看護師、管理栄養士
通所介護、地域密着型通所介護、 認知症対応型通所介護	生活相談員、看護職員、機能訓練指導員
通所リハビリテーション	医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員
短期入所生活介護	医師、生活相談員、看護職員、栄養士、機能訓練指導員
短期入所療養介護	医師、薬剤師、看護職員、支援相談員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士
特定施設入居者生活介護、 地域密着型特定施設入居者生活介護	生活相談員、看護職員、機能訓練指導員、計画作成担当者
福祉用具貸与、特定福祉用具販売	福祉用具専門相談員
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	管理者、オペレーター、看護職員、保健師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士
夜間対応型訪問介護	管理者、オペレーター
小規模多機能型居宅介護	管理者、介護支援専門員
認知症対応型共同生活介護	管理者、計画作成担当者
地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護	医師、生活相談員、看護職員、栄養士、機能訓練指導員、介護支援専門員
看護小規模多機能型居宅介護	管理者、介護支援専門員、看護職員

居宅介護支援等	管理者、介護支援専門員
介護老人福祉施設	施設長、生活相談員、栄養士、機能訓練指導員、介護支援専門員
介護老人保健施設	医師、薬剤師、看護職員、支援相談員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士、介護支援専門員

(5) 前各号に掲げるもののほか、その他区長が特に必要と認める者

3 区長は、定期または随時に利用スタッフの登録状況および利用スタッフの多職種システムの使用状況について、調査するものとする。

(多職種システムの利用の廃止)

第7条 システム利用事業者は、多職種システムの利用を廃止しようとするときは、多職種システム利用廃止届（第3号様式）により、廃止しようとする日の3か月前までに区長に届け出るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、多職種システムの利用の廃止の事由が、システム利用事業者の経営権の譲渡等による運営事業者の変更の場合にあっては、廃止しようとする日が確定した後、速やかに多職種システム利用廃止届により区長に届け出るものとする。

(多職種システムの利用の停止)

第8条 区長は、システム利用事業者が多職種システムを不正に使用し、または関係法令等に違反したことを確認したときは、直ちに当該システム利用事業者の多職種システムの利用を停止することができる。

2 区長は、前項の規定により多職種システムの利用を停止したときは、システム利用事業者に対し、業務の改善を指示するものとする。

3 システム利用事業者は、前項の指示を受けたときは、直ちに業務を改善するとともに、原因、改善方策等について速やかに区長に文書により報告しなければならない。

4 前項の規定による報告が、多職種システムの利用の再開を認めるに適切なものであるときは、区長は、第1項の規定による多職種システムの利用の停止を解除する。

(利用承認の取消等)

第9条 区長は、システム利用事業者が、前条第2項による指示に従わないとき、同条第3項による報告を行わないときまたは同項による報告が虚偽であることを確認したときは、第4条第3項の規定により行った多職種システムの利用の承認を取消することができる。

2 区長は、前項の規定により多職種システムの利用の承認を取消した場合には、多職種システム利用承認取消通知書（第4号様式）により、速やかにその旨をシステム利用事業者に対し、通知するものとする。

(インターネット接続環境の整備)

第10条 システム利用事業者は、多職種システムを利用するため、インターネットに接続することができる環境を整備しなければならない。

2 前項の規定によるインターネット接続ができる環境の整備に当たって必要となる機器等は、システム利用事業者が自ら調達することとし、個人の私的に使用する機器とは分離し多職種システムとの共用を禁止するものとする。

(同意の取得)

第11条 システム利用事業者は、多職種システムにおいて支援対象者の情報を共有しよ

うとするときは、当該支援対象者に対し、多職種システムにおける情報共有の目的および多職種システムの概要を十分に説明した上で、多職種システムにおいて当該支援対象者の情報を共有することについて、品川区高齢者総合支援システム（多職種連携システム）における個人情報の共有・共同利用に関する同意書（第5号様式）により当該支援対象者から同意を得なければならない。ただし、やむを得ない事由により支援対象者の同意が得られない場合であって、区長が特に必要と認める場合には、当該支援対象者の同意は、当該支援対象者の家族、介護者等の同意をもってこれに代えることができる。

（情報共有対象者に係る情報の登録および抹消）

第12条 区長は、前条の規定により多職種システムにおける情報共有に同意した支援対象者（以下「情報共有対象者」という。）に係る情報に限り多職種システムに登録することができる。

2 区長は、次の各号に掲げる事由を確認した日の属する月の翌月初日から起算して2カ月を経過した後、前項の規定による登録を速やかに抹消するものとする。

- (1) 第11条の同意について情報共有対象者から撤回の申出があったとき
- (2) 情報共有対象者が死亡し、または品川区外に転居したとき
- (3) 前2号に掲げるときのほか、区長が必要と認めたとき

（共有する情報）

第13条 多職種システムにおいて共有する情報共有対象者に係る情報は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 区が保有する情報共有対象者に係る情報および情報共有対象者の支援に当たりシステム利用事業者が取得する情報で、次の表に掲げる項目に関するもの。

種 類	項 目
区が保有する情報共有対象者に係る情報	<ul style="list-style-type: none"> ○住所・氏名・性別・生年月日 ○介護保険被保険者番号・要介護認定情報・担当介護支援専門員・障害種別・公費情報 ○介護保険法等に定める居宅介護支援計画(ケアプラン)等介護サービスを利用するための情報 ○徘徊高齢者探索システム・見守りアイテムなどの利用状況 ○キーパーソンの氏名・住所・電話番号・続柄 ○災害時の安否確認情報 など
情報共有対象者の支援に当たりシステム利用事業者が取得する情報	<p>厚生労働省の「在宅医療・介護連携推進事業の手引き」において共有することが必要であると整理されている以下に掲げる項目とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○主治医や担当の介護支援専門員に関する情報(氏名・連絡先) ○情報共有対象者とその家族の今後の療養についての希望 ○介護提供時等に得られた情報共有対象者の状況や体調の変化、服薬の状況 ○情報共有対象者の食事摂取状況、排泄状況等のADL ○情報共有対象者の家屋の状況 ○家族による介護の対応可能性 ○情報共有対象者の疾病、使用薬剤等に関する情報 ○情報共有対象者とその家族への病状の説明内容と受け止め方 ○予測される体調の変化および対応方法、急変時に対応する

	医療機関(医療機関が決まっている場合)、急変時の医療処 置等に関する希望(希望が明確になっている場合) ○在宅療養における注意点 ○在宅生活支援や介護の際の留意点 ○入院前の在宅医療の状況 など
--	---

(2) 前号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める情報
 (チーム組成および解除)

第14条 区長は、情報共有対象者ごとに、区、情報共有対象者の住所地を管轄する在宅介護支援センターおよび情報共有対象者の支援を行うシステム利用事業者により、情報共有対象者の支援を行うチーム(以下「支援チーム」という。)を組成するものとする。

2 区長は、前項の規定により支援チームを組成した後、次の各号に掲げるときが生じたときは、システム利用事業者を支援チームから解除することができる。

- (1) システム利用事業者に対し利用の承認を取り消したとき。
- (2) システム利用事業者が情報共有対象者の担当でなくなったとき。
- (3) 情報共有対象者から支援チームの一部のシステム利用事業者に情報共有をしない申出があったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に区長が必要と認めたとき。

3 区長は、前項第3号の申出があったときは、当該申出があった日が属する月の翌月初日から起算して2カ月を経過した後、速やかに申出があったシステム利用事業者を支援チームから解除する。

(正確な記録の保持)

第15条 支援チームは、情報共有対象者の情報について適切に把握するとともに、支援チーム内で共有すべき情報を正確に記録しなければならない。

2 支援チームは、前項の規定による記録にあたっては、情報共有対象者およびチーム内の各システム利用事業者および各利用スタッフの尊厳を尊重し、対象を問わず誹謗中傷や公序良俗に反する記述をしないととも、誤解や疑義を招くことがないよう適切な表現により記述しなければならない。

(連携)

第16条 システム利用事業者は、区(品川区地域包括支援センターを含む。)および在宅介護支援センターとの密接な連携に努めるものとする。

(緊急時の対応)

第17条 在宅介護支援センターおよびシステム利用事業者は、多職種システムの利用中に発生した障害等により多職種システムが使用できなくなったときは、あらかじめ区から指示を受けている手順に従い必要な措置を講じるとともに、速やかに区に報告しその指示に従わなければならない。

(個人情報の保護・秘密保持)

第18条 区職員等、システム利用事業者および利用スタッフ(本条において以下「多職種システム利用者」という。)は、それぞれ適用を受ける関係法令、品川区情報公開・個人情報保護条例等、本要綱および本要綱別紙の定めによるところにより、個人情報保護および秘密保持を徹底しなければならない。

2 システム利用者は、多職種システムに接続するためのID、パスワード等の情報を適切に管理するとともに第三者に漏らしてはならない。また、パスワードについては、定

期または随時に変更し、情報の保護に努めなければならない。

- 3 システム利用者は、各職責を果たすため事業を提供する上で知り得た情報共有対象者およびその家族に関する情報を正当な理由なく支援チーム以外の第三者に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。この場合において、その守秘義務は多職種システムの利用終了後においても同様とする。
- 4 区長は、前各項の規定に違反した事実を確認したときは、第8条第1項の規定により多職種システムの利用を停止することができる。
- 5 区長は、常に多職種システムの利用状況を把握し確認するとともに、セキュリティの向上に努めなければならない。

(賠償責任)

第19条 システム利用事業者は、多職種システムの利用に伴い自らの責めに帰すべき事由により、区または情報共有対象者に損害を与えたときは、区または情報共有対象者に対しその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年11月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和4年1月1日から適用する。

（表）

年 月 日

品川区長 あて

（申請者）
所在地
名 称
代表者職・氏名

多職種システム利用申請書

多職種システムの利用について、下記のとおり申請します。

なお、利用の承認を受けたときは、品川区高齢者総合支援システムにおける多職種連携システムに関する管理運営要綱その他関係法令を遵守するとともに、第4条第4項の規定による名称等の品川区ホームページにおける公表について同意します。

記

1 多職種システム管理責任者（職・氏名） _____

2 システム利用事業所および利用スタッフ （裏面1のとおり）

3 多職種システムの利用場所 （裏面2のとおり）

4 VPN使用本数 原則として1本

*複数本を申請する場合 _____本

理由：

5 連絡先

(裏)

1 システム利用事業所および利用スタッフ

1	医療機関番号または 介護保険事業者指定番号										
	名 称										
	所在地					サービス種別					
	多職種システムのIDとして 使用するメールアドレス										
	利用スタッフ の氏名および 職または資格		氏 名			職または資格			氏 名		職または資格

*同一法人・同一事業所で複数の指定番号等がある場合に2以降に記入。

2	医療機関番号または 介護保険事業者指定番号										
	名 称										
	所在地					サービス種別					
	多職種システムのIDとして 使用するメールアドレス										
	利用スタッフ の氏名および 職または資格		氏 名			職または資格			氏 名		職または資格
3	医療機関番号または 介護保険事業者指定番号										
	名 称										
	所在地					サービス種別					
	多職種システムのIDとして 使用するメールアドレス										
	利用スタッフ の氏名および 職または資格		氏 名			職または資格			氏 名		職または資格

2 多職種システムの利用場所

原則	利用場所 1	システム利用事業所として届け出た事業所所在地
	利用場所 2	担当する情報共有対象者の自宅または居所
*利用場所は上記1および2を原則とする。 それ以外の場所で利用する場合には下記へ利用場所を記入すること。		
その他		

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

品川区長 へ

(システム利用事業者)

所在地

名 称

代表者職・氏名

多職種システム利用申請内容変更届

第3条の規定により 年 月 日付で申請した内容に変更が生じたため、
第5条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

変更日	年 月 日	
変更項目	変更前	変更後
1. システム利用事業者所在地		
2. システム利用事業者名称		
3. システム利用事業者代表者		
4. システム管理責任者		
5. システム利用事業所所在地		
6. システム利用事業所名称		
7. 利用スタッフの氏名		
8. システム利用場所		
9. その他		

年 月 日

品川区長 あて

(システム利用事業者)

所在地

名 称

代表者職・氏名

多職種システム利用廃止届

多職種システムの利用の廃止について、第7条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 多職種システム利用廃止予定日 年 月 日

2 廃止の事由

3 連絡先

第4号様式（第9条関係）

年 月 日

（システム利用事業者）
様

品川区長



多職種システム利用承認取消通知書

第4条3項の規定により行った多職種システムの利用の承認について、下記の理由により取り消しましたので、第9条第2項の規定により通知します。

記

1 利用承認日（第4条第2項の規定により本登録した日）

年 月 日

2 利用承認取消日

3 利用承認を取り消す理由

第5号様式（第11条関係）

品川区高齢者総合支援システム（多職種連携システム）
における個人情報の共有・共同利用に関する同意書

品川区長あて

私は、品川区が管理運営する品川区高齢者総合支援システム（多職種連携システム）について、下記の者から説明を受け、その目的や利用方法などを理解しました。

【説明者】 説明日： 年 月 日
事業者（所）名： _____
説明者職・氏名： _____

その上で、品川区高齢者総合支援システムの多職種連携システムにおいて、私の住所、氏名、年齢、介護認定情報、疾病の状況、介護や支援に関する情報等の個人情報を、品川区および私の支援にかかわる者（区が品川区高齢者総合支援システムの利用承認を行っている在宅介護支援センター、支え愛・ほっとステーション、医療機関、介護サービス事業所等）が、私を支援するためにこれらの情報を共有し共同で医療や介護に利用することに同意します。

また、以下の点についても同意します。

- ・この同意をした日以降において、支援にかかわる者が追加された場合には、その追加や変更を行うこと。
- ・第12条第2項各号に掲げる事由を区が確認したときは、確認した日の属する月の翌月初日から起算して2カ月を経過した後、多職種連携システムへの登録を速やかに抹消すること。
- ・支援チームの一部のシステム利用事業者が情報共有をしない旨を区に申し出たときは、当該申出があった日が属する月の翌月初日から起算して2カ月を経過した後、速やかに当該システム利用事業者を支援チームから解除すること。

年 月 日

ご本人

住所： _____
氏名(自署)： _____ (代筆者) _____ (続柄) _____

代理人（成年後見人等）・家族等

住所： _____
氏名(自署)： _____ (続柄・関係) _____

代理人・家族等に関する情報の共有についての意見。

- 特に制限は設けない。情報を共有することに差し支えない。
- 右の情報は、共有しないこと。()
- 右の情報のみ共有しても差し支えない。()